
○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、本会議を再開いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（近藤八郎君） 日程第 1 議案第 1 号「下川町就学前子どもの教育・保育等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案第 1 号 下川町就学前子どもの教育・保育等に関する条例等の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、所管課長などから、議案・説明資料等により、条例の一部改正について説明を受けました。その主な審査内容等について報告します。

委員などから「全部改正や廃止して新規制定するなどの手法や府省令の準用は検討しなかったか。」、「定員改正は政策として別条例にすることも考えられる。」、「独自施策はしないのか。」などの質疑があり、課長などから「府省令を載せた条文は多いが、文言の整理を行うものとして起案した。道内の多くの市町村は府省令をそのまま載せている。」、「無償化により定員を増員する必要が想定されるので無関係ではない。」、「独自の施策をしているのは、保育料など高額なこども園等に対し、無償化する趣旨を考慮しているものである。一方、下川町は給食費を徴収しないこととしたことは独自の政策と思われる。」などの説明がありました。

委員などから「今回の定員増に対し、保育士などの費用を補正しない理由は何か。」などの質疑があり、課長などから「人件費は計上したかったが、保育士候補者の採用見込みが延期になったため計上しなかった。」などの説明がありました。

委員などから「保護者会などに説明したときの反応はどうであったか。」について質疑があり、課長などから「無償化については反対の声はなかった。」との説明がありました。

配布された資料に対し、委員などから「保育を必要とする事由のうち、⑩市町村が認める場合を柔軟に適用することはできないか。」について質疑があり、課長などから「施設規模の限界があり現状としては幅広に適用することはできない。」などと説明がありました。

委員などから「認定こども園を開設する際に専任園長と専任の事務員の設置をするよう伝えたが、その検討結果」について質疑があり、課長などから「園長は有資格者であるが、担任を持たない専任となった。昨年 12 月に人員や予算の拡充の政策提言を受けている。また、保育士は充足していない。保育士が保育に専念できるよう事務職の配置を理事者に要望している。」などと説明がありました。

委員などから「定員を拡充するほど現場は大変になる。理事者に十分に伝えていただきたい。」との意見がありました。

委員会として、次の意見を付すものであります。

「町は子育てや人材育成に力を入れている。保護者、現場の保育士及び教職員等から組織する「(仮称)地方版子ども・子育て連携会議」を設置して、子育て案件を専門に検討すべきである。」

以上、当委員会の審査の結果、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであり、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。

○議長(近藤八郎君) ただいま報告がありました、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。
5番 我孫子議員。

○5番(我孫子洋昌君) ただいま議案となっております、議案第1号 下川町就学前子どもの教育・保育等に関する条例等の一部を改正する条例ですが、私は賛成の立場から申し上げます。

今回の提案は、国の幼児教育無償化の政策を受けた対応ということで、全国各地の自治体がこの対応を迫られたということによるのが一義的な提案理由であるというふうに私は捉えます。

町としては、限られた財源や人材で子育て環境の充実を図るとするのは、なかなか難しいこととは思いますが、先ほど委員長からの報告にあった、保育を必要とする事由のうち、市町村長が認める場合…この幅広に運用できないかという点も含めてですが、町独自の子育て支援策を推進する上でも、一つ一つの世帯の事情に寄り添っていくことが、町長の掲げる「幸せ日本一」のまちづくりにつながっていくことと私は考えます。

当然ながら生まれてくる子供は、親の経済状況をはじめとした家庭環境を選ぶことはできません。その中で、下川町で育つ子供一人一人を町の宝として大切にする、そんな温かみのある施策を推進していくことを期待申し上げ、私の賛成討論とします。以上です。

○議長(近藤八郎君) ほかに討論ありませんか。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第2 議案第3号「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案第3号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、所管課長などから、議案・説明資料等により、条例の一部改正について説明を受けました。その主な審査内容について報告します。

委員などから「本来であれば全ての使用料などに消費税の新たな税率を上乗せするための改正が必要ではないのか。」などの質疑があり、課長などから「上川北部市町村の改正動向を確認すると、10月1日までに改正する市町村は一部であり、かつ適用年月日は来年の4月にする市町村が多い。今後については、公共施設の料金等の見直しを行う。10月に原案を作成し、来年4月の改正適用を目指したい。」との回答がありました。

委員などから「消費税が転嫁できない2%分はどのように扱うのか。」の質疑に対し、課長などから「全体予算の中でやり繰りすることになる。」との回答がありました。

委員などから「使用料等の改正について、税負担における公平性の観点を含めて、町民に速やかに周知すべきである。」との意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(近藤八郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(近藤八郎君) 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第3号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第3 議案第4号「下川町環境共生型モデル住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(大西 功君) 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案第4号 下川町環境共生型モデル住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、所管課長などから、議案・説明資料等により、条例の一部改正について説明を受けました。その主な審査内容について報告します。

委員などから「条例の上限額が10月1日から改正される内容だが、指定管理者はいつから金額を改めることになるのか。」との質疑があり、課長などから「10月1日からである。町と指定管理者の協議に基づき実施することとなる。」

委員などから「宿泊料の改正を提案したのは、町または指定管理者のどちらからか。」との質疑に対し、課長などから「指定管理者から強い要望があった。過去の消費税率の上昇分を使用料等に上乗せできていないことや資材等の高騰分を転嫁できなかった実情を考慮した。」などの説明がありました。

委員などから「宿泊料は改正になっているが、時間貸しの料金は変わっていない理由は何か。」との質疑に対し、課長などから「町では公共施設の使用料等を見直しする方針があるため、併せて見直す予定である。」などの説明がありました。

委員などから「10月1日施行日の料金改正に伴う経過措置などを附則にうたう必要があるのではないか。」との質疑に対し、課長などから「条例の施行は現状どおり10月1日とするが、指定管理者から見直しの周知を行う。また、町と指定管理者が協議して、周知中は値上げしないこととする。」などの説明がありました。

委員会として、施設にはそれぞれ設置した目的がある。第1条及び第2条と第3条は、経営の状況が異なるため、一体的に扱うことは適当ではない。特に第3条の地域間交流施設については、今後、ほかの公共施設の使用料等の改訂が見込まれていることから併せて検討すべきものと、委員から修正動議が提案され、採決の結果、修正動議が可決されました。

別紙修正案を御覧ください。

議案第4号 第3条中、別表を削除するものです。

以上、当委員会の審査の結果、本条例案について、第3条を修正し、修正案を除く議案について原案どおり可決すべきものと決したところであります。

当委員会として次の意見を付すものであります。

一、今後の使用料等の改正には、識見を有する第三者を入れて検討すること。

議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第4号を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、修正です。
これから、議案第4号の採決を行います。
まず、本案に対する修正案について、起立により採決します。

この修正案に賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、修正案のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 議案第6号「令和元年度下川町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会において委員会に付託を受けた、議案第6号 令和元年度下川町一般会計補正予算（第3号）について、委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

審査に当たり、総務課長などから、概要書・事項別明細書により補正予算の概要説明を受け、その後、所管課長などから説明を受けました。その主な審査内容について報告します。

委員などから「IP告知端末の使用基準と商用利用の拡充」について質疑があり、総務課長から「使用に当たり、簡単ではあるが基準を設けている。商用利用は制限している。また、IP告知端末の使用限界が近づいている。更新やお知らせする情報を併せて検討している。」などの説明がありました。

委員などから「吉本興業の映画製作予算について、撮影を始める前に予算措置すべきだが、どのような根拠に基づいているか。事前に予算措置することで住民の理解が進む。」について質疑があり、総務課長や所管課長などから「事業主体は吉本興業であり、同社に負担する。クラウドファンディングによる寄附額が多くなるほど町の負担が少なくなる。映画の上映収入は、下川町には配分されない。補助金等交付規則に基づき、撮影終了後に390万円を限度に応分の負担金が請求される。」などの説明がありました。

委員などから「町の定数外職員として政策推進課に配置されている地域おこし協力隊に、活動費を補助することはできるのか。」について質疑があり、総務課長や所管課長などから「要綱に基づき支出している。」との説明がありました。

委員などから「地域おこし協力隊に年額賃金として240万円、活動費として160万円を

支出しているが、定着率が高まっているのか。また、どのぐらい特別交付税交付金の措置対象となっているのか。」について質疑があり、総務課長や所管課長などから「定着率が著しく低い印象はない。特別交付税交付金として100%措置されているかは不明である。」との説明がありました。

委員などから「施設園芸ハウス増設事業補助金に関連して、農業研修道場の今後の入居、営農相談員の後任」について質疑があり、所管課長などから「夫婦の酪農就農希望者や土地等を譲渡した酪農業者が入居する可能性がある。営農相談員は、候補者があり調整中である。」との説明がありました。

委員などから「新規就農者が希望する営農種別を考慮して就農先を選定していただきたい。」「町のホームページに古い情報がそのままになっている。適宜削除や更新すべきである。」との意見がありました。

当委員会として、次の意見を付すものであります。

「事務事業の執行に当たり、法令等遵守の認識が欠如している。今後は法令等を遵守する厳格な姿勢で町政を執行すること。」

以上、当委員会として意見を付して、原案どおり可決すべきものと決したところです。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） ただいま議題となっております、下川町一般会計補正予算案について、賛成の立場から申し上げます。

今回提案された補正予算案ですが、説明資料によりますと「緊急を要するもの」とありますが、同じく「事業の確定及び見込み等による修正」ともあります。

今回の補正予算案ですが、民間企業との連携による事業など、議会提案の時期について委員会での議論がありました。

今回の提案が補正予算ということもあり、あらかじめ提案された額を後に修正するというのは可能であるということですので、事業の中身について議会と議論を深めていくことで理解が深まり、そしてそれが町民への周知につながるものと考えます。

今後、町の施策を進めていくに当たり、議会への提案時期について検討をしていただくことを要望し、私の賛成討論とします。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第5 認定第1号「平成30年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び、日程第6 認定第2号「平成30年度下川町公営企業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本案については、決算認定特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 決算認定特別委員長。

○決算認定特別委員長（春日隆司君） 今定例会において決算認定特別委員会に付託を受けた、認定第1号 平成30年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について及び、認定第2号 平成30年度下川町公営企業会計決算認定については、今会期中に結審することができませんので、継続審査とすることに決定いたしました。各議員の御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま委員長より、継続審査すべきものと決定した旨の報告がありました。

認定第1号及び認定第2号を、委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第7 発議第1号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 5番 我孫子洋昌 議員。

○5番（我孫子洋昌君） 発議第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、提案趣旨を申し上げます。

本案につきましては、中田議員を賛成者議員として提案するものであります。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本町をはじめ道内各地では、森林の公益的機能の維持促進と森林資源の循環利用の実現に向け、様々な取組が進められてきたところであります。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望するものです。

一、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

二、森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

三、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取組や森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものです。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、以下各大臣となっております。

つきましては、議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第8 「閉会中の議員派遣の申し出について」を議題といたします。

議会運営委員会から、10月29日に開催される「上川管内町村議会議員研修会」への出席について、議員派遣の申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、閉会中の議員派遣とすることに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第9 「閉会中の継続調査の申し出について」を議題といたします。

総務産業常任委員会から、町内所管事務調査として、10月9日から10日の2日間、「各種事務事業の執行状況」並びに「施設の維持管理状況等について」及び、町外所管事務調査として、10月23日から25日までの3日間、夕張市「財政再建団体の取組み」、厚真町「東胆振地震災害について」、北海道庁「災害時における応援・受援について」、小樽市「民家再生について」及び余市町「分譲宅地について」、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和元年第3回下川町議会定例会を閉会いたします。

午後4時34分 閉会

○議長（近藤八郎君） ここで、町長からの申し出により、挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 本定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄御多用のところ、本定例会に御出席を賜り、提案させていただきました議案を精力的に審査いただきましたところ、全ての議案等をお認めいただき、心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

特に条例案件として提案させていただきました、5件の条例改正に当たりましては、国が提唱し推進する働き方改革や社会保障自立等を目的とした消費税改正に伴う条例の改正でございまして、今後は速やかに手続きを踏み、施行してまいりたいと存じます。

本年度の当初予算を含め、今回議決いただいた議案及び予算に係る施策をしっかりと執行してまいりたいと存じますので、変わらぬ御指導をお願い申し上げるとともに、日を追うごとに寒さが募ってまいりますので、御自愛されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもって散会といたします。3日間、大変御苦勞さまでございました。